

県境不法投棄現場の原状回復について（西側）

1 合同検討委員会における検討状況

平成14年8月24日に第2回合同検討委員会を開催後、技術部会を3回開催し、平成15年2月8日開催の第3回合同検討委員会において、次のとおり提言を得ている。

（1）原状回復及び環境再生の基本的な考え方

原状回復

生活環境の保全上支障のある廃棄物及び汚染土壌等は除去（撤去又は浄化）すること。

環境再生

原状回復した土地について、例えば、植樹、播種等により森林、採草地等に再生すること。

なお、原状回復後の環境再生を進めるに当たっては、地元の意向等を十分に踏まえるとともに、その内容、事業主体、費用負担、管理形態等について検討する必要がある。

（2）原状回復の基本方針

現場の西側と東側では投棄された廃棄物の種類、量、有害性、投棄形態等が異なることから、それぞれの特性に応じた最も効果的な対策を講ずることとする。

原状回復のために除去すべき有害廃棄物や対策方法については、技術部会の検討及び合同検討委員会の提言を踏まえて両県がそれぞれの状況に応じて決定する。

なお、有害廃棄物について、技術部会から合同検討委員会に中間報告した内容は次のとおり。

	有害廃棄物	
分類	優先的に撤去すべき廃棄物	汚染を除去すべき廃棄物
対策	全量撤去	撤去又は現地浄化
基準	特別管理産業廃棄物の特定有害産業廃棄物(汚泥)の判定基準を超える廃棄物	現場東側、西側の不法投棄廃棄物の特性(量、質、環境影響等)を考慮して判定基準を決定する

2 有害廃棄物の定義

有害廃棄物とは土壤環境基準（環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法）を超える廃棄物とする。そのうち、特別管理産業廃棄物（汚泥）の判定基準を超える廃棄物は「優先的に撤去すべき廃棄物」とし、それ以外を「汚染を除去すべき廃棄物」とする。

3 有害廃棄物の除去対策

ア 汚染拡散防止対策

水処理施設：平成15年度～16年度で建設

遮水壁：平成17年度～18年度で建設（現場周囲全周に敷設）

イ 廃棄物除去対策

ケース	処理・処分方法	汚染拡散防止対策工事		有害廃棄物除去工事		
		内容	工期	工事の内容	工期	撤去量
1	全量撤去	【主要施設】 浸出水処理施設等 鉛直遮水工	4年	・廃棄物の全量撤去（特管相当廃棄物は優先的に撤去）	10年	約670,000m ³
2	部分撤去	【主要施設】 浸出水処理施設等 鉛直遮水工	4年	・特管物相当廃棄物は優先的に全量撤去 ・ダイオキシン類土壤環境基準を超えるものは全量撤去 ・その他の廃棄物は現地浄化	10年	約330,000m ³ +ダイオキシン類の土壤環境基準を超えるもの
3	部分撤去 (ケ-2+)	【主要施設】 浸出水処理施設等 鉛直遮水工	4年	・特管物相当廃棄物は優先的に全量撤去 ・ダイオキシン類土壤環境基準を超えるものは全量撤去 ・上記廃棄物以外で、浄化することが非効率な廃棄物は撤去 ・その他の廃棄物は現地浄化	10年	約330,000m ³ +ダイオキシン類の土壤環境基準を超えるもの+